

平成28年10月3日

## 平成29年度予算編成方針

### 1 日本経済の状況及び国の動向

国の9月の月例経済報告では「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と基調判断を行っている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定、いわゆる「骨太の方針」)の中で、昨年度に引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、消費税率の10%への引上げを2019年(平成31年)10月まで2年半延期するとともに、2020年度(平成32年度)の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとし、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要であるとしている。

### 2 市の財政状況と今後の見通し

平成27年度決算における本市の財政状況は、法人市民税及び固定資産税の減少により市税が前年度に比べ1.7%の減収となった。財政指標である実質公債費比率については、前年度の3.9%から3.5%に、将来負担比率は52.5%から42.4%に低下したものの、経常収支比率は86.4%から89.6%に上昇し、財政の硬直化が進行した。

また、平成28年度においては、歳入面では、普通交付税と臨時財政対策債の合算額が前年度に比べ約2億5千万円減少するほか、法人市民税の税率改正等による市税の減収が見込まれており、歳出面では、臨時財政対策債や小中学校の教育施設の大規模改築等に係る市債の影響で公債費が増加するほか、社会保障関係経費の支出も増加が見込まれる。

平成29年度においては、歳入面で総務省が概算要求と合わせて発表した地方財政収支の仮試算では、地方交付税及び臨時財政対策債が微増となっているものの、市税については1.3%の減収となる見込みであることから、一般財源の更なる減少が懸念される。

### 3 予算編成の基本方針

上記の事項を踏まえ、平成29年度予算は次のように編成する。

#### (1) 第五次北本市総合振興計画（案）に掲げる施策の着実な推進

第五次北本市総合振興計画基本構想は平成28年度から平成37年度までの10年間を対象としている。

昨年度提案した第五次北本市総合振興計画（案）は、議会において継続審議の後、否決という結果となってしまったが、12月の定例会に、改めて内容を精査のうえ修正した第五次北本市総合振興計画（案）を提案する。

第四次北本市総合振興計画の延伸は、第五次北本市総合振興計画が策定されるまでの暫定措置とされているため、議決後には、新たな第五次北本市総合振興計画のもと、市民が主役のまちづくりを進め、10年後に目指すべき都市像を実現するため、計画に位置づける施策を計画的に実施していく。

#### (2) 北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行

以下に掲げる目指すべき将来の方向に向かって、まち・ひと・しごと創生法の理念にのっとりした施策を実施し、圏央道や上尾道路による優れた交通アクセス性など当市の持つ地理的な優位性を生かした企業誘致等による雇用対策、住宅施策などによる定住促進、結婚・出産支援の充実など多面的に施策を展開していく。

＜目指すべき将来の方向＞

ア 若い世代の転出を抑制する

イ 「出産・子育てにやさしいまち」のイメージを定着させ、定住化を図る

ウ 将来の人口構成の変化にも柔軟に対応できるような地域の基盤をつくる

エ あらゆる世代の住民に仕事と働きやすい環境を提供し、多様な働き方を支援する

#### (3) 北本市財政計画に基づく健全な財政基盤の確立

将来の財政収支を明らかにし、持続可能な行政基盤の確立を目指し、健全で安定した財政運営を行うため、北本市財政計画（平成28年度～平成30年度）を策定した。

高齢化を伴う人口減少による将来の税収減と社会保障関連経費の増、そして市役所新庁舎及び児童館の建設、小・中学校耐震補強工事及び大規模改修工事等による公債費の増、さらには急務である公共施設の老朽化対策に係る経費の増など、財政を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況にある。

このような市の財政状況を全ての職員が認識した上で、将来にわたり持続可能な都市として発展し続けていくため、将来負担を考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

そのため、北本市財政計画（平成28年度～平成30年度）の第5 今後

の課題と取組 2 今後の取組 に基づいた予算編成を行う。

＜今後の取組＞

ア 自主財源の確保

イ 市債残高の抑制

ウ 公共施設の適正管理

エ 経常的経費の削減

（ア） 事務事業の継続的削減

（イ） 受益者負担の適正化

（ウ） 定員管理の適正化

（エ） 補助金の見直し

オ 社会保障関連経費の伸びの抑制

カ 多様な担い手との協働及び民間活力の活用

キ 広域連携

以上の基本方針に基づき予算編成を行うこととするので、各部課において前例にとられることなく積極的な見直しを行い、下記により予算要求を行うこと。

## 記

### 第1 総括的事項

事業の目的を改めて明確にするとともに、事務事業評価による事業実施の成果を評価し、及び検証した上で、事業のあり方を見極め、事業を継続する際には、真に必要な事業量を見込むこと。

#### 1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に“最少の経費で最大の効果”を上げることが念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、人口減少、少子高齢化により生じている社会経済の構造変化を踏まえ、前例踏襲によらず、適正な事業量を見込むこと。

#### 2 事業の順位付け

厳しい財政状況の中、予算編成の過程で事業の予算計上を見送ることがあるため、道路基盤の維持・整備や公共施設の老朽化対策など、市民生活の安心・安全を高める取組みに配慮の上、事業の優先順位を明らかにすること。

### 3 組織間の連携

複数の部署にまたがる政策課題については、類似・重複事業をなくし、真に必要な事業に転換できるよう、担当する領域のみならず、他の部署が所管する分野についても研究・検討を行うこと。その上で、関係部署と積極的に意見交換等を重ね、予め施策の協議・調整を十分に行い、組織間連携による効果的な施策展開に努めること。

また、国及び県が実施している事業と類似し、又は重複する事業については、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

### 4 市民参画の推進及び民間活力の活用

“みんなでつくる参加と交流のまち”を実現するため、従来にも増して市民誰もが積極的に参画できる施策展開を研究し、成果を上げる仕組みを検討すること。

また、事務事業の内容を十分精査・検討し、民間に委託することが効果的であるものについては、行政責任の確保や行政サービスの維持向上等に十分留意し、積極的に委託化を進めること。

さらに、各事業単位において、真に行政が公金を使って実施すべき事業か否かを整理すること。

### 5 財源の確保

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、行政サービスごとの原価計算に基づき、負担割合の妥当性や利用状況を検証し、使用料、手数料及び負担金等の特定財源の確保に努めるほか、納税率の向上、市有財産の利活用・売却等、自主財源の確保に努めること。

また、事業構築の際には、市民参加や官民協働等、民間活力の積極的な活用を検討するとともに、市と市民、民間企業等が互いにメリットを享受できる仕組みを導入することにより、財源の共同負担等新たな歳入確保策についても検討すること。

### 6 地方財政対策や国、県の予算編成等への対応

地方交付税の単位費用の積算や国・県補助事業における補助基準などをよく確認し、市が上乘せサービスを行っている場合はその必要性について十分に吟味するとともに、時限的な補助事業については、補助制度の終了とともに事業の見直しを必ず行うこと。また、今後の国、県の予算編成や地方財政対策の動向等に注意し、予算編成に的確に反映させること。

### 7 予算編成過程の公開

より開かれた市政運営を推進するために、今年度も昨年度に引き続き、

予算編成の過程をホームページにおいて公開する。

市民との情報の共有に努め、市民の市政への関心を高めることにより、参画と協働を進める環境づくりにつなげていく。

## **第2 予算見積りの考え方**

財政の基本は、収入の見通しを的確に計算し、それに見合う支出に心がけることにあるため、社会経済情勢、法令等の改正等の動向を十分に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる財源種別の考え方により、的確に見積もり、要求すること。

### **1 歳入関係**

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。また、見積りに際しては過大とならないよう十分に留意すること。

### **2 歳出関係**

歳出予算の見積りに当たっては、行政の責任分野と事業の優先順位を改めて見直し、選択と集中により、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこと。また、過去の決算状況を十分精査し、より効果的な執行方法等を検討した上で、適正な予算額を計上すること。

### **3 継続費、債務負担行為**

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

### **4 特別会計**

特別会計においては、一般会計予算編成に準じて行うこと。

一般会計繰入金については、繰入基準の明確化を図り、過大過小に陥ることのないよう十分精査し、適正に見積もること。また、常に適切な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な収入確保を図ること。

「独立採算性の原則」の堅持に努め、一般会計からの繰入れを安易に期待することなく会計の設置目的に沿った適切な見積りを行うこと。

### **5 その他**

歳入・歳出の個別の見積り方法、歳出の経費区分と要求枠、予算見積書の作成等については、別途通知する「平成29年度予算見積り要領」に従うこと。